

兵庫県警察被害者支援推進委員会設置運営要領（例規甲）

〔兵警務例規甲第29号〕
平成21年9月17日

兵庫県警察被害者支援推進委員会設置運営要領を下記のように定め、平成21年9月17日から実施する。

記

第1 設置

警察本部に、兵庫県警察被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、兵庫県警察における被害者支援に関する重要な施策を企画し、立案するとともに、その推進状況を把握し、必要な調整を行うことを任務とする。

第3 組織及び運営

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は、別表第1のとおりとする。
- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、委員会への出席を求めることができる。
- 4 前記2及び3に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第4 幹事会

- 1 委員会の事務を補佐させるため、委員会に、兵庫県警察被害者支援推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は、別表第2のとおりとする。
- 3 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事を主宰する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、幹事会への出席を求めることができる。

第5 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部警務課において行う。

第6 交通部高速道路交通警察隊及び警察署における体制

交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長は、交通部高速道路交通警察隊及び警察署における被害者支援の効果的な推進を図るため、委員会に準じた体制を確立するものとする。

別表第1（第3の1関係）

<p>委 員 長</p>	<p>警務部長</p>
<p>副 委 員 長</p>	<p>警務部警務課長</p>
<p>委 員</p>	<p> 総務部総務課長 総務部県民広報課長 警務部教養課長 警務部監察官室長 刑事部刑事企画課長 刑事部捜査第一課長 刑事部捜査第二課長 刑事部捜査第三課長 刑事部鑑識課長 刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長 刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長 刑事部組織犯罪対策局国際捜査課長 刑事部組織犯罪対策局特殊詐欺特別捜査隊長 生活安全部生活安全企画課長 生活安全部人身安全対策課長 生活安全部生活経済課長 生活安全部保安課長 生活安全部少年課長 生活安全部生活安全特別捜査隊長 地域部地域企画課長 地域部鉄道警察隊長 交通部交通企画課長 交通部交通捜査課長 交通部運転免許課長 警備部公安第一課長 警備部公安第二課長 警備部外事課長 サイバーセキュリティ・捜査高度化センターサイバー企画課長 サイバーセキュリティ・捜査高度化センターサイバー捜査課長 警務部警務課調査官（被害者支援室担当） </p>

別表第2（第4の2関係）

<p>幹 事 長</p>	<p>警務部警務課調査官（被害者支援室担当）</p>
<p>幹 事</p>	<p>委員の属する所属の課長補佐又は隊長補佐の職にある者のうち、当該所属の長が指定するもの</p>